

第2節 社会的状況

1. 地域の概況

今治地方は、古墳時代の多くの遺跡や、七世紀に伊予の国府が置かれていたことが示すように、古くから政治・文化の中心であった。

今治市の産業は、タオル製造業（全国生産高の約6割のシェア）、縫製業等の繊維産業と造船産業を二大基幹産業として発展してきた。また、平成17年の市町村合併を機に、造船・海運産業が集積する日本最大の海事都市として注目されている。

商業は、今治市周辺の越智郡や西条市の一部を含む広域商業圏を持ち、県東予地区の商業中心地として位置づけられる。また、海路や平成11年5月に開通した瀬戸内しまなみ海道を利用した阪神、中国、九州方面との経済交流も盛んで、瀬戸内海における流通拠点として発展している。

2. 行政区画の状況

今治市は、平成17年1月16日に、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町及び旧関前村が合併した。位置的には、愛媛県の北東部に位置している。

今治市の行政区画状況と対象事業実施区域を図3.2.2-1に示す。



S = 1:150,000

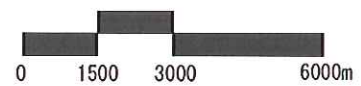


図3.2.2-1 今治市の行政区画及び対象事業実施区域

3. 人口及び産業の状況

3.1 人口

今治市の総人口は、170,329人（平成23年3月31日現在）で、平成19年3月の175,661人に比べ、5年間で約3.0%（5,332人）減少している。

一方世帯数は、73,611世帯（平成23年3月31日現在）で、平成19年3月の72,763世帯に比べ、5年間で約1.2%（848世帯）増加している。

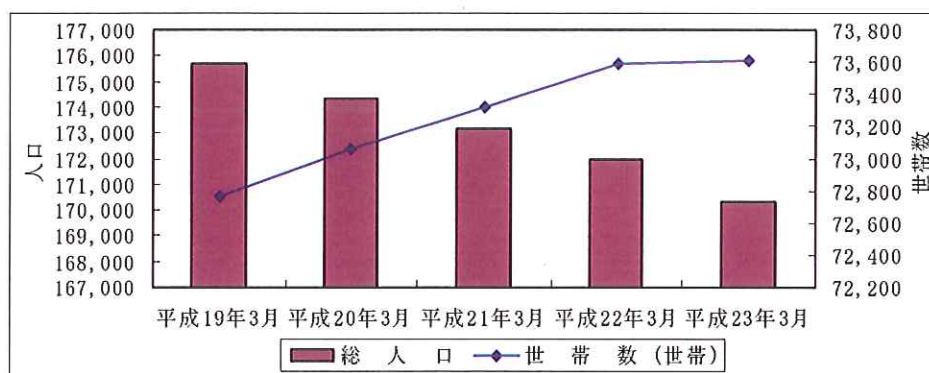
1世帯当たりの人口は、平成19年が2.41人、平成23年が2.31人であり、年々核家族化が進行している。

人口と世帯の推移状況を表3.2.3-1及び図3.2.3-1に示す。

表 3.2.3-1 人口と世帯の推移

区 分	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
総人口 (人)	175,661	174,315	173,148	171,947	170,329
世帯数 (世帯)	72,763	73,054	73,314	73,590	73,611
1世帯当たりの人口 (人)	2.41	2.39	2.36	2.34	2.31

出典：平成23年今治市市民課調べ



出典：平成23年今治市市民課調べ

図 3.2.3-1 人口と世帯の推移

3.2 産 業

1) 産業人口

今治市の15歳以上の産業大分類別就業者数を表3.2.3-2に示す。

総就業者数79,938人の内、卸売・小売業、サービス業等の第3次産業の就業者数が46,659人(58.4%)で最も多く、次いで製造業、建設業等の第2次産業の就業者が26,501人(33.2%)となっている。

表 3.2.3-2 産業別大分類別就業者数（平成17年10月1日）

産業大分類	就業者数 (人)
総数	79,938
第1次産業	6,539
農業	5,537
林業	15
漁業	987
第2次産業	26,501
鉱業	258
建設業	9,318
製造業	16,925
第3次産業	46,659
電気・ガス・熱供給・水道業	324
情報通信業	525
運輸業	4,052
卸売・小売業	13,657
金融・保険業	1,601
不動産業	515
飲食店、宿泊業	3,450
医療、福祉	8,009
教育、学習支援業	3,021
複合サービス事業	1,350
サービス業（他に分類されないもの）	7,839
公務（他に分類されないもの）	2,316
分類不能の産業	239

出典：愛媛県統計年鑑（平成22年）

2) 産業構造

① 商業

今治市の商業（卸売・小売業）の概要（事業所数、従業者数、総生産額）を表 3.2.3-3 に示す。

表 3.2.3-3 卸売・小売業の事業所数、従業者数、総生産額

事業所数（カ所）	従業者数（人）	総生産額（百万円）
2,840	15,510	73,523

注) 事業所数と従業者数は平成18年10月1日現在、総生産額は平成19年度のデータを示す。

出典：愛媛県統計年鑑（平成 22 年）

② 製造業

今治市の製造業（従業者数 4 人以上）の概要（事業所数、従業者数、総生産額）を表 3.2.3-4 に示す。

表 3.2.3-4 製造業の事業所数、従業者数、総生産額

事業所数（カ所）	従業者数（人）	総生産額（百万円）
1,040	15,363	177,857

注) 事業所数と従業者数は平成18年10月1日現在、総生産額は平成19年度のデータを示す。

出典：愛媛県統計年鑑（平成 22 年）

③ 農業

今治市の農業の概要を表 3.2.3-5 に示す。

平成 17 年の総農家数は 4,105 戸であり、その内、専業農家は 1,529 戸 (37.2%) である。

表 3.2.3-5 農家数の概要（平成 17 年 2 月 1 日）

年	総農家数 (戸)	販売農家				計 (戸)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)
		専業農家 (戸)	兼業農家 (戸)						
			第1種	第2種	小計				
平成17年	4,105	1,529	439	2,137	2,576	4,105	13,057	6,254	6,803

出典：愛媛県統計年鑑（平成 22 年）

4. 土地利用の状況

今治市の地目別土地利用面積を表 3. 2. 4-1 に示す。

総面積は 403. 17km² であり、その内、山林が 130. 77 km² (32. 4%) で最も大きく、次いで畑が 66. 48 km² (16. 5%) である。

表 3. 2. 4-1 今治市の地目別土地利用面積 (平成 21 年 1 月 1 日)

							単位：km ²
総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場・原野	その他
403. 17	29. 64	66. 48	32. 38	2. 2	130. 77	4. 25	137. 45

注) 「その他」は塩田、墓地、ため池、用悪水路、公衆用道路、公園等である。

出典：愛媛県統計年鑑 (平成 22 年)

5. 交通の状況

(1) 鉄道

対象事業実施区域の約 5km 北方に、四国旅客鉄道(JR 四国)予讃線の今治駅(今治市北宝来町一丁目)がある。JR 今治駅には全ての特急列車、普通列車が停車し、日乗車人員は 2,610 人(平成 18 年)である。

(2) 道路

四国地方整備局の実施している一般国道 196 号と 317 号、主要地方道今治波方港線における道路交通量調査データを表 3.2.5-1 に示す。

平日、休日ともに、一般国道 196 号の交通量が最も多く、次いで主要地方道今治波方港線における交通量が多くなっている。

表 3.2.5-1 対象事業実施区域周辺の交通量

路線番号	国道196号				国道317号				主要地方道今治波方港線				
	測定場所								③東村1-2-53				
	①今治市中寺245-1				②片山2-2-15								
	平日		休日		平日		休日		平日		休日		
	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	
歩行者	108	108	94	94	308	308	150	150	73	73	101	101	
自転車	271	271	257	257	1,203	1,203	1,212	1,212	847	847	839	839	
原付	282	282	560	560	604	604	447	447	565	565	506	506	
自動車	乗用車	16,381	22,113	20,398	26,667	9,629	12,444	10,006	12,448	12,751	16,492	15,807	19,469
	バス	85	129	120	179	102	123	49	69	169	180	136	150
	小計	16,466	22,242	20,518	26,846	9,731	12,567	10,055	12,517	12,920	16,672	15,943	19,619
	小型貨物	6,129	6,985	2,705	3,330	3,073	3,534	1,272	1,565	3,876	4,591	1,874	2,318
	普通貨物	2,424	3,048	511	916	531	701	163	281	1,741	2,650	309	721
小計	8,553	10,033	3,216	4,246	3,604	4,235	1,435	1,846	5,617	7,241	2,183	3,039	
合計	25,019	32,275	23,734	31,092	13,335	16,802	11,490	14,363	18,537	23,913	18,126	22,658	
大型車	2,509	3,177	631	1,095	633	824	212	350	1,910	2,830	445	871	
大型車混入率	10.0	9.8	2.7	3.5	4.7	4.9	1.8	2.4	10.3	11.8	2.5	3.8	
昼夜率	1.29		1.31		1.25		1.25		1.29		1.25		
ピーク時間	7		16		18		15		17		15		
混雑度	0.84		0.79		1.27		1.09		1.63		1.59		
12h交通量伸び率(H17/H11)	1.12		1.10		1.01		0.90		0.89		0.88		

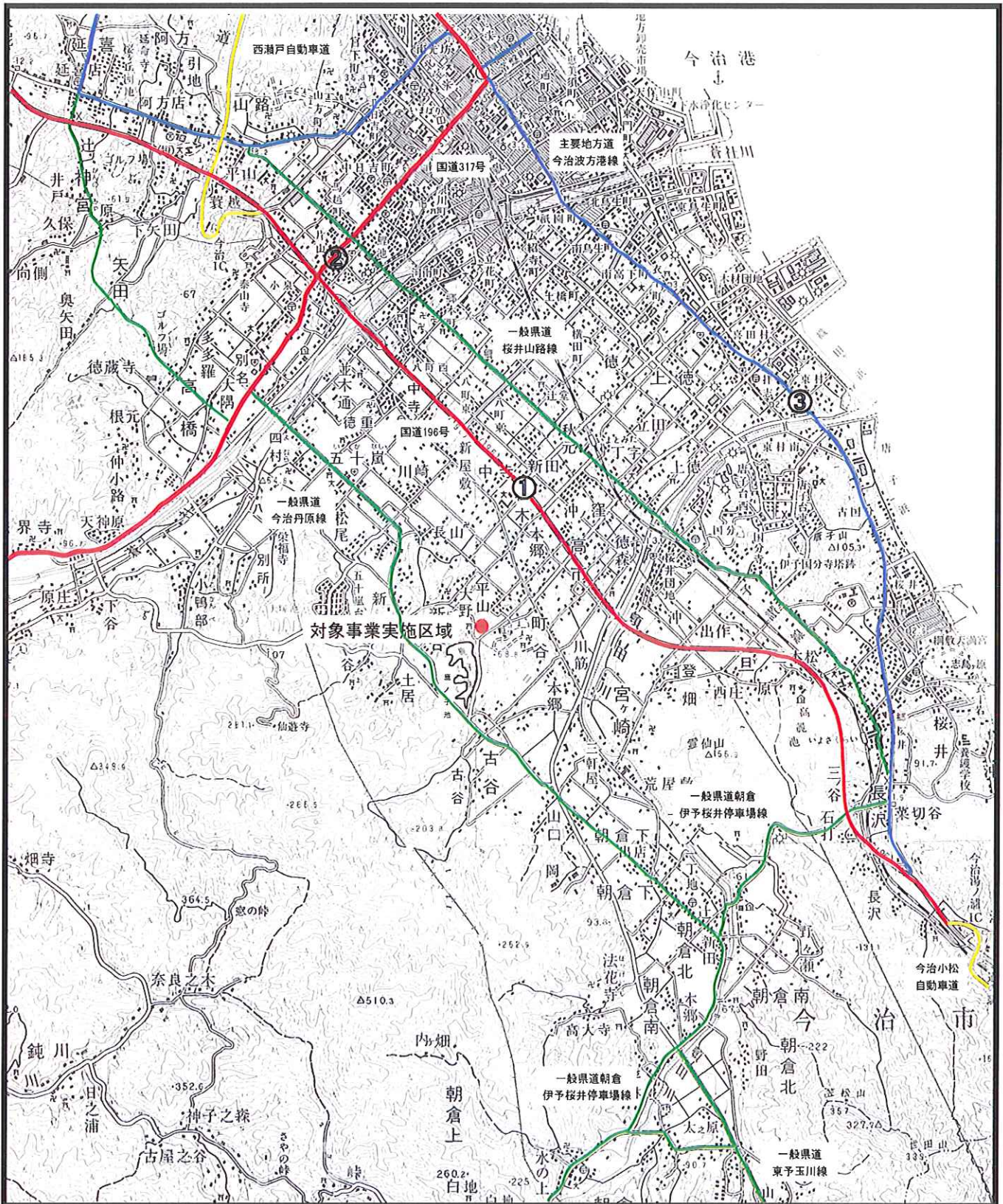
出典：平成 17 年度道路交通センサス(四国地方整備局道路部)

今治市の道路の整備状況を表 3.2.5-2 に示す。

表 3.2.5-2 今治市の道路整備状況(平成 22 年 3 月 31 日)

市名	総数	道路実延長 (km)		
		国道	県道	市道
今治市	1879.7	115.4	217.7	1546.6

出典：今治市政の概要(平成 22 年度版)

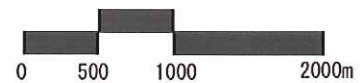


凡例

- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 高速道路



S = 1:50,000



図中の番号は表3.2.5-1の測定場所に対応

図3.2.5-1 対象事業実施区域周辺の道路及び交通量調査地点

6. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

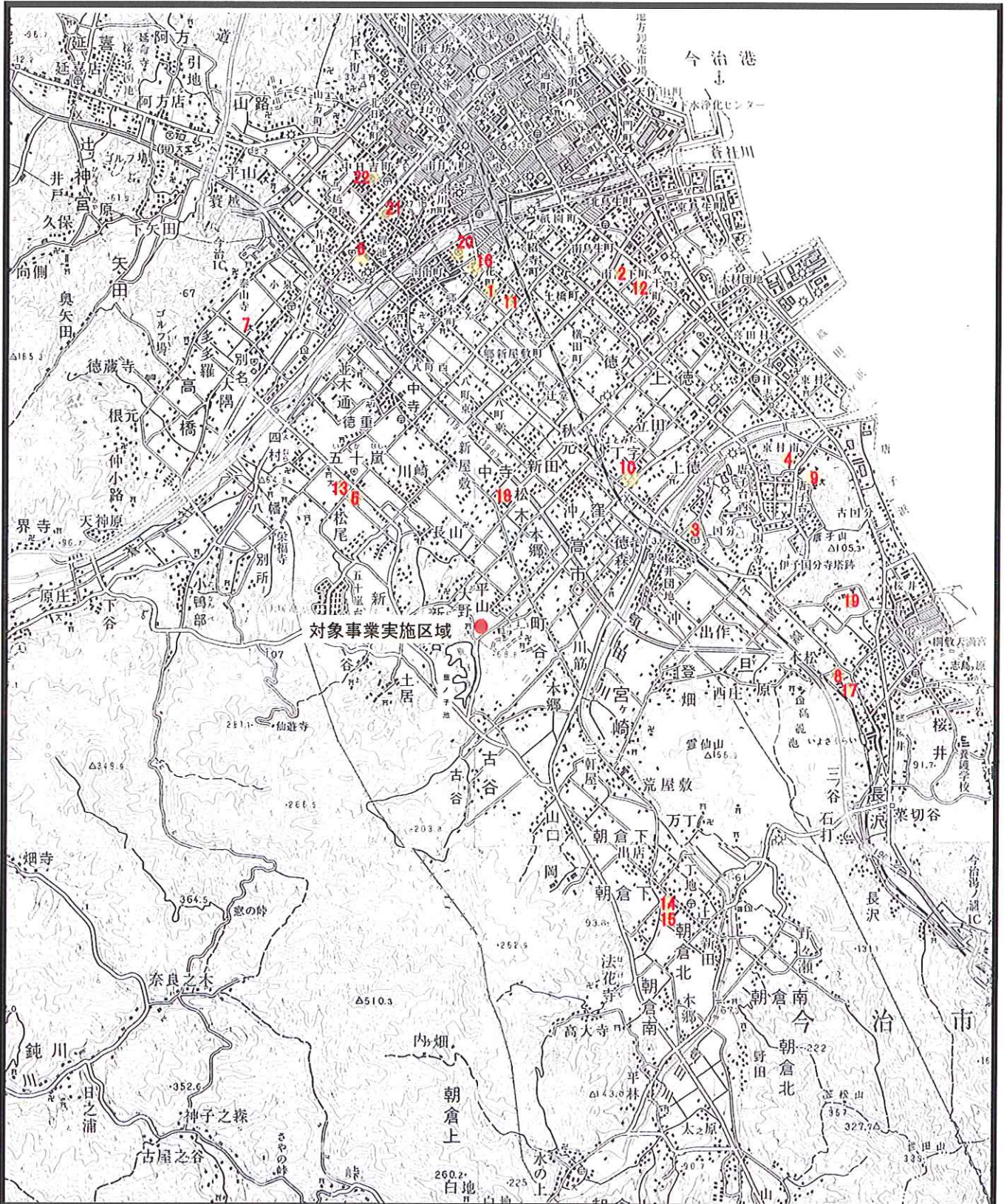
1) 教育施設

対象事業実施区域周辺の教育施設を表 3.2.6-1、図 3.2.6-1 に示す。

表 3.2.6-1 対象事業実施区域周辺の教育施設

番号	施設の名称	住所
1	立花幼稚園	立花町4-6-19
2	晴心幼稚園	南高下町3-4-46
3	ひまわり幼稚園	国分3-2-46
4	唐子幼稚園	東村南2-2-10
5	みどり幼稚園	五十嵐甲60
6	いずみ幼稚園	片山3-3-14
7	日高小学校	別名446-2
8	桜井小学校	郷桜井1-8-26
9	国分小学校	古国分2-7-1
10	富田小学校	上徳甲394-4
11	立花小学校	立花町4-3-45
12	鳥生小学校	南高下町3-3-71
13	清水小学校	五十嵐甲13-3
14	下朝小学校	朝倉北甲281
15	朝倉中学校	朝倉北甲273
16	立花中学校	立花町2-8-7
17	桜井中学校	郷桜井1-8-8
18	南中学校	松木349-1
19	今治東中等教育学校	桜井2-9-1
20	今治工業高等学校	河南町1-1-36
21	今治南高等学校	常盤町7-2-17
22	今治西高等学校	中日吉町3-5-47

出典：今治市教育委員会学校教育課



凡例

● 教育施設

図中の番号は表3.2.6-1の番号に対応



S = 1:50,000

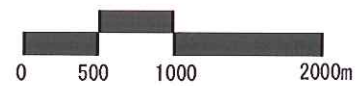


図3.2.6-1 対象事業実施区域周辺の教育施設

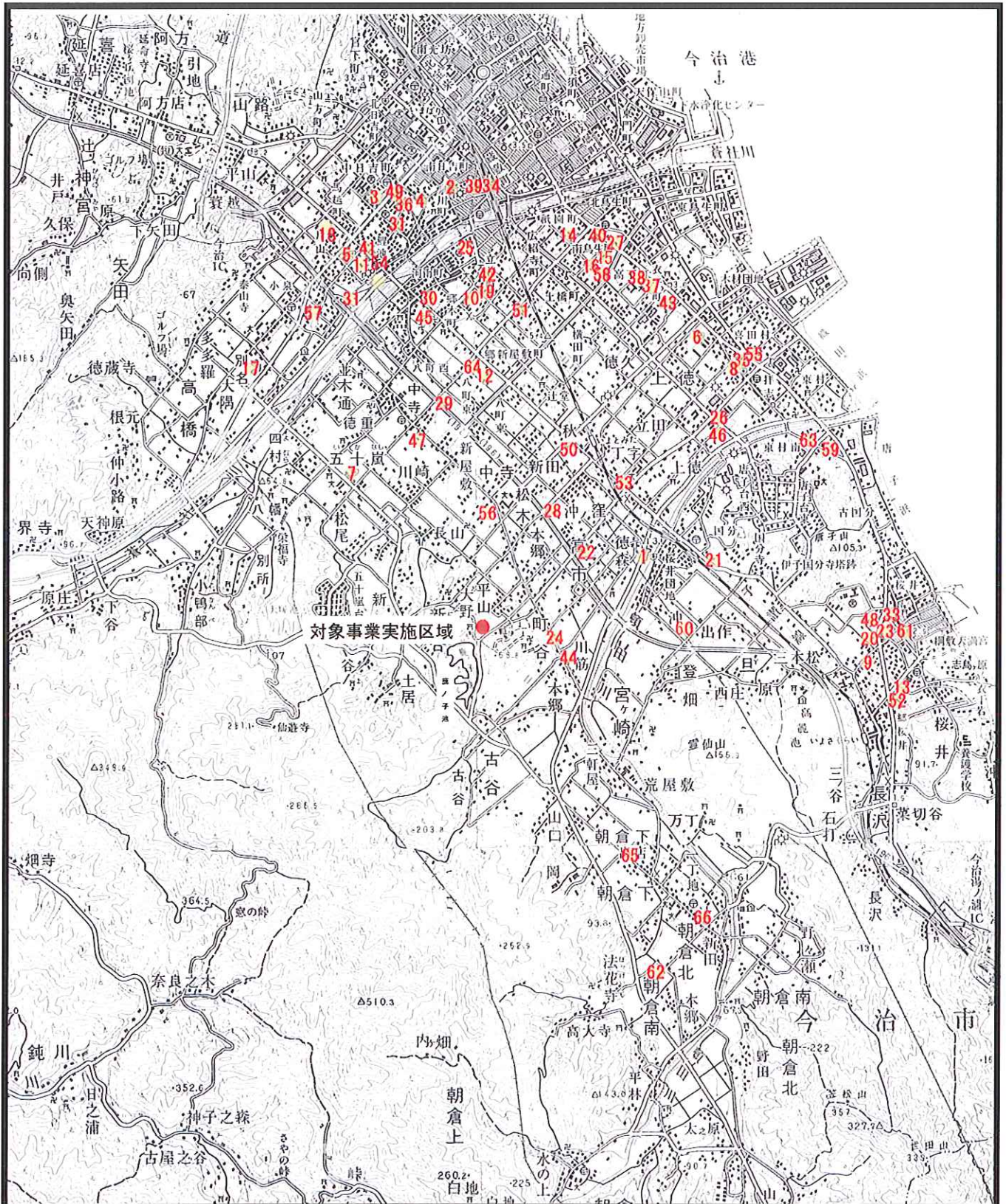
2) 医療施設

対象事業実施区域周辺の医療施設を表 3.2.6-2、図 3.2.6-2 に示す。

表 3.2.6-2 対象事業実施区域周辺の医療施設

番号	施設の名称	住所
1	財団法人正光会 今治病院	高市甲786-13
2	三木病院	泉川町1-3-45
3	井田病院	常盤町7-3-6
4	医療法人圭泉会 普病院	南日吉町2-3-21
5	医療法人平成会 山内病院	片山3-1-40
6	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	喜田村7-1-16
7	今治南病院	四村103-1
8	広瀬病院	拝志1-26
9	医療法人経生会 武田医院	桜井4-12-31
10	竹内外科胃腸科医院	立花町3-6-36
11	井田整形外科医院	片山3-3-46
12	野崎外科・内科医院	郷新屋敷町5-1-7
13	山田クリニック	桜井4-6-2
14	上原内科	北島生町3-4-8
15	今岡小児科・内科医院	北高下町3-4-6
16	徳丸皮膚科	北高下町3-4-58
17	片木隆伸整形外科	別名274
18	小澤外科循環器科医院	馬越町4-3-10
19	医療法人社団 日浅産婦人科医院	立花町3-7-30
20	桜井眼科	桜井2-6-23
21	重見内科医院	国分3-13-45
22	村上耳鼻咽喉科	高市甲267-1
23	藤田医院	桜井2-5-57
24	三宅川医院	町谷甲17-2
25	かとう内科	立花町1-10-5
26	あおい小児科	東村5-9-37
27	重松整形外科	南島生町2-3-43
28	村上整形外科	松木字五反地28-7
29	まつい小児科	八町東2-4-41
30	翠林胃腸クリニック	河南町2-6-20
31	ちぎょうこどもクリニック	片山3-11-16
32	つばさ発達クリニック	南日吉町3-3-51
33	秋山整形外科・歯科	桜井2-3-1
34	井戸内科・消化器科	滝敷町1-15-6
35	広瀬クリニック	拝志3-1
36	かとう耳鼻咽喉科	常盤町7-1-10
37	武田隆伸整形外科	南高下町3-2-10
38	かいほちクリニック	南高下町3-2-22
39	竹内歯科医院	泉川町1-1-7
40	今治市歯科医師会診療所	南島生町2-3-6
41	アリモト歯科医院	鯉池町1-4-26
42	小山歯科医院	立花町3-7-41
43	衣干歯科診療所	衣干町3-2-9
44	町谷歯科医院	宮ヶ崎甲555
45	村瀬歯科医院	郷本町3-2-10
46	中村歯科	上徳橋ヶ内甲42-4
47	まき歯科	中寺342
48	桜井歯科医院	桜井2-6-5
49	日吉歯科医院	常盤町7-1-41
50	高田歯科	上徳乙104-1
51	山内歯科医院	石橋町1-3-22
52	今治東歯科医院	郷桜井4-2-8
53	柳原歯科医院	上徳甲394-8
54	鯉池歯科	鯉池町3-1-43
55	喜田村歯科医院	喜田村5-16-29
56	こぐま小児歯科	松木334-5
57	小泉歯科医院	小泉4-5-10
58	島生歯科医院	北高下町3-3-29
59	赤瀬歯科医院	古国分2-1-13
60	ひかり歯科医院	基瀬甲131-1
61	日野歯科医院	桜井5-5-43
62	朝倉歯科医院	朝倉村朝倉北甲163-1
63	唐子歯科医院	東村南1-10-16
64	ごう歯科医院	郷六内町3-3-6
65	井門クリニック	朝倉下甲1146-1
66	朝倉内科循環器科クリニック	朝倉下甲452-1

出典：今治保健所



凡例

● 医療施設

図中の番号は表3.2.6-2の番号に対応



S = 1:50,000

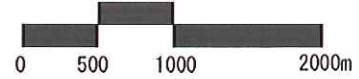


図3.2.6-2 対象事業実施区域周辺の医療施設

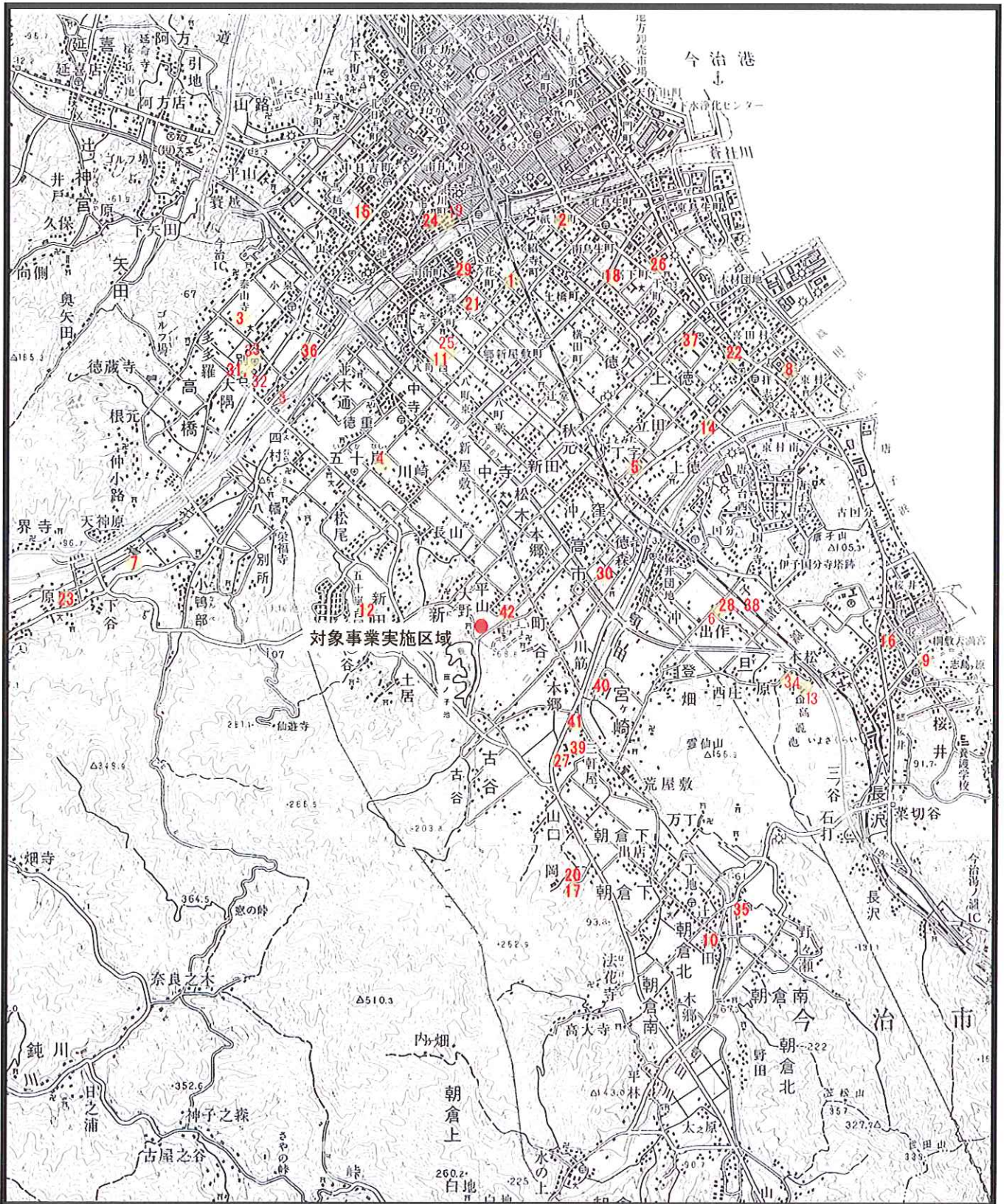
3) 福祉施設

対象事業実施区域周辺の福祉施設を表 3.2.6-3、図 3.2.6-3 に示す。

表 3.2.6-3 対象事業実施区域周辺の福祉施設

番号	施設の名称	住所
1	立花保育所	立花町4-2-28
2	鳥生保育所	北鳥生町3-1-15
3	日高保育所	別名549-1
4	清水保育所	徳重89-1
5	富田保育所	上徳甲396-20
6	桜井保育所	登畑甲40
7	日の出保育所	玉川町小鴨部甲230-2
8	若葉保育園	東村1-15-36
9	志々満保育園	桜井6-2-1
10	朝倉保育園	朝倉北甲356-2
11	(株) シルバーケアサービス	八町西4-1-12
12	デイサービスセンター泉荘	新谷甲1884-1
13	デイサービスセンター唐子荘	旦甲479-1
14	デイサービスセンターみどりの郷・せせらぎ	上徳甲110-1
15	ふれあい・ほっとやまうち	常盤町8-4-31
16	J Aおちいまばりデイサービスセンター元気桜井	桜井4-13-7
17	今治市社協デイサービスセンター朝倉	朝倉下乙112-2
18	デイサービスたちばな	北高下町3-3-18
19	蒼社町のデイサービス	蒼社町2-2-67
20	デイサービスリーフガーデンあさくら	朝倉下乙102-2
21	J A今治立花デイサービスセンター	立花町4-5-26
22	デイサービス ウィルケアひろせ	喜田村6-4-20
23	J Aおちいまばりデイサービスセンター元気玉川	玉川町中村甲496-1
24	蒼社町のデイサービス2	蒼社町2-1-18
25	グループホームひまわり	八町西4-1-14
26	ハートフルケアホーム青空	南高下町2-1610-3
27	グループホームひまわりの家	古谷甲19-1
28	グループホーム ヒロセ	国分7-4-36
29	都市型グループホームゆう	立花町2-9-35
30	財団法人正光会 デイサービスセンター輝	高市甲474-2
31	今治なごみ苑	別名251
32	デイサービス なごみ	別名252
33	なごみ・老人保健施設シルビウス・ケアセンター	別名261
34	桜井荘	旦甲472-1
35	清流園	朝倉北甲497
36	日高荘	小泉5-6-38
37	済生会今治老人保健施設希望の園	喜田村7-1-6
38	老人保健施設ヒロセ	国分7-4-1
39	今治育成園	町谷甲746
40	今治福祉園	宮ヶ崎甲170
41	今治療護園	町谷甲756-1
42	今治老人ふれあいの家	町谷甲465-1

出典：平成 23 年今治市保育課、高齢介護課、障害福祉課調べ



凡例

● 福祉施設

図中の番号は表3.2.6-3の番号に対応



S = 1:50,000

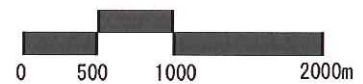


図3.2.6-3 対象事業実施区域周辺の福祉施設

7. 上水道施設及び下水道施設の整備状況

7.1 上水道の状況

今治市の上水道の普及状態を表 3.2.7-1 に示す。

今治市の平成 22 年 3 月時での給水人口は 168,579 人で、上水道の人口対比普及率は 96.7%となっている。

表 3.2.7-1 今治市の上水道の状況（平成 22 年 3 月 31 日）

市名	給水人口 (人)	人口対比普及率 (%)	年間総排水量 (千 m^3)	1日平均排水量 (m^3)
今治市	168,579	96.7	23,048	63,146

出典：平成 23 年今治市水道部総務課調べ

7.2 下水道の状況

今治市における下水道整備状況を表 3.2.7-2 に示す。

今治市では、北部処理区、今治処理区等、11 処理区で事業認可を受けており、平成 22 年 5 月時での処理区域内人口は 115,840 人で、下水道の人口対比普及率は 67.5%となっている。

表 3.2.7-2 今治市の下水道の状況（平成 22 年 5 月 1 日）

市名	処理区域内人口 (人)	人口対比普及率 (%)
今治市	115,840	67.5

出典：平成 23 年今治市下水道業務課調べ

8. 都市計画法に基づく地域地区の状況

対象事業実施区域周辺の都市計画用途地域の指定状況を図 3.2.8-1 に示す。

対象事業実施区域周辺は、「今治広域都市計画区域」の市街化調整区域に該当しており、用途地域の指定はされていない。

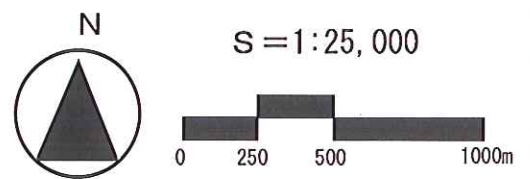
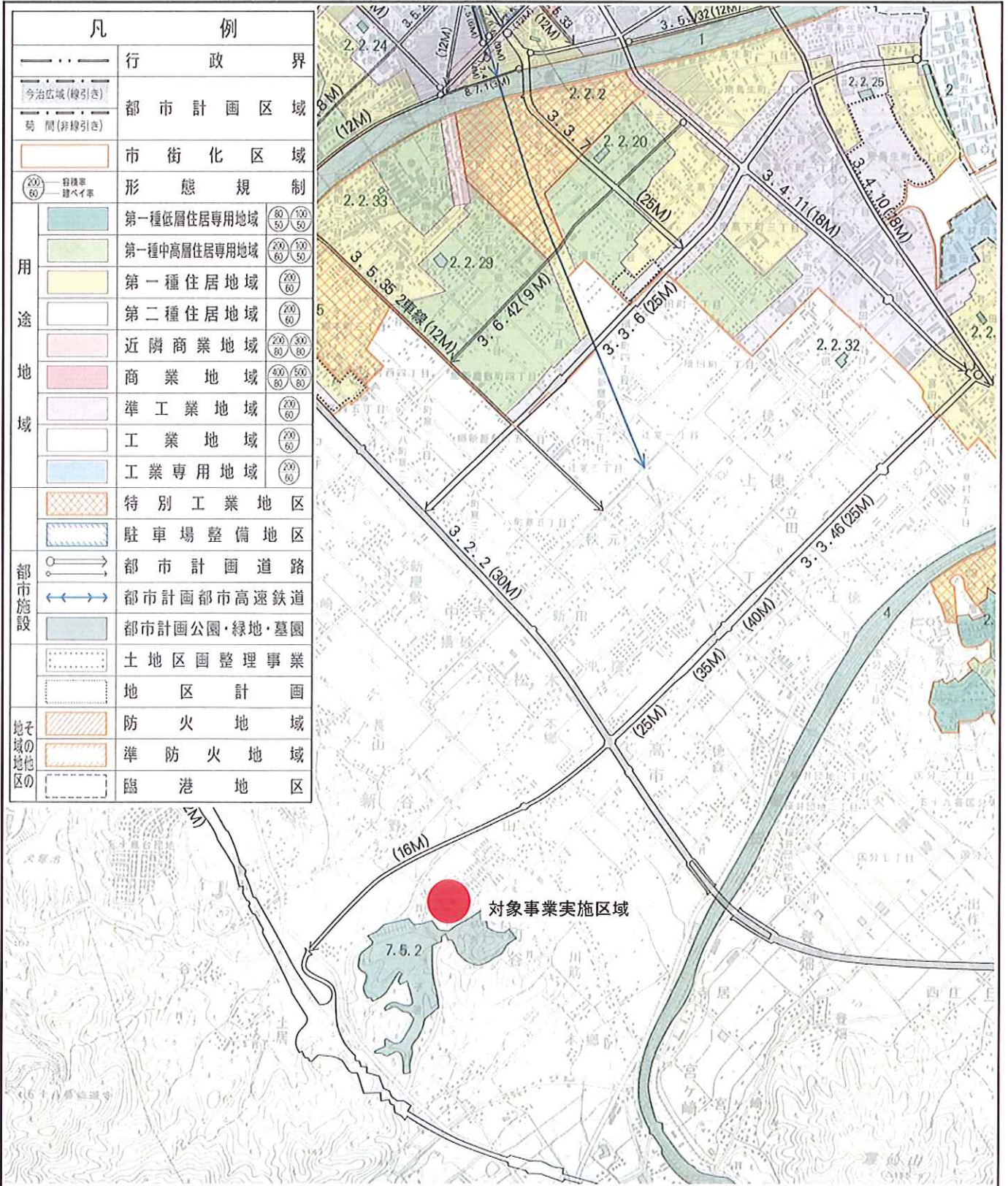


図3.2.8-1 対象事業実施区域周辺の都市計画用途地域の指定状況

9. 関係法令等の指定、規制基準等

本計画における関係法令による指定及び規制等の一覧を表 3. 2. 9-1 に示す。

表 3. 2. 9-1(1) 関係法令一覧

法令等	規制の内容その他の状況	適用状況
環境基本法	環境基本法では、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水及び土壌汚染に係る環境基準を定めている。	○
大気汚染防止法	規制対象物質は、ばい煙、粉じん、自動車排気ガスである。また、ばい煙に関して、工場、事業場単位に排出量の削減を行う総量規制制度がとられている。	○
騒音規制法	工場・事業場、建設作業、道路交通に伴う騒音の規制基準を定めている。	×
振動規制法	工場・事業場、建設作業、道路交通に伴う振動の規制基準を定めている。	×
悪臭防止法	特定悪臭物質（22物質）を対象に、敷地境界、気体排出口、排水水に関する規制基準が定められている。	×
水質汚濁防止法	工場・事業場に係る排水基準として、濃度規制及び総量規制が行われている。特定施設については、届出を行う。	○
土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めて土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する。	○
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。埋立て等に使用する土砂基準等が定められている。	○
えひめ環境基本計画	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの課題に的確に対応し、県民、行政等の各主体の役割などを示している。	○
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境保全に必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。	×
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する施策の基準とすべき基準（環境基準等）や排ガス、排水に関する規制基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の濃度基準、汚染土壌に係る措置等が定められている。	○
愛媛県公害防止条例	事業活動等に伴う、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、及び悪臭による公害を防止することにより、健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の保護を目的として定められている。	○
自然公園法	優れた自然風景地を保護、利用の増進を目的としており、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に関する規定が設けられ、指定がなされている。	×
自然環境保全法	自然環境保全を目的に、すぐれた自然環境を有する地域が自然環境保全地域として指定されている。	×
愛媛県県立自然公園条例	県内にあるすぐれた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることを目的としており、県内にある優れた自然の風景地が県立自然公園として指定されている。	×
愛媛県自然環境保全条例	愛媛県環境基本条例に則り、自然環境の適正な保全の総合的な推進を目的に、自然環境を保全することが特に必要な区域が愛媛県自然環境保全地域として指定されている。	×
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を目的としており、緑地の保全が特に必要な区域を緑地保全区域として指定している。	×
森林法	森林を保持し、生産力の増進を図るとともに、木源のかん養や災害の防止等、森林の機能を高める事を目的として、特定の森林が保安林として指定されている。	×
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種についてその生息環境等を保全するため、必要に応じ生息地等保護区の指定を行っている。	×
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣の保護と狩猟の適正化について5年ごとに策定される鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の捕獲を禁止する鳥獣保護区や休猟区の指定・管理等が行われている。	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	普遍的価値を有する文化遺産、自然遺産を登録し、国際的に保護を図ることを目的としている。	×
文化財保護法	さまざまな文化財を保存して活用することにより、国民の文化的向上を図るとともに人類文化の発展に寄与することを目的としている。	×

表 3.2.9-1(2) 関係法令一覧

法令等	規制の内容その他の状況	適用状況
愛媛県文化財保護条例	県指定文化財を保存して活用することにより、県民の文化的向上をはかることを目的としている。	×
今治市文化財保護条例	市指定文化財を保存して活用することにより、市民の文化的向上をはかることを目的としている。	×
河川法	洪水を防ぐための堤防・ダムの造成、河川水の利用の調整、河川敷利用の秩序立て、河川水質の保全、河川生物の保護、等の総合的な河川行政について定めている。	×
砂防法	土砂災害防止、治水土砂防のため、砂防設備を施設する必要がある土地又は一定行為（土砂崩壊を助長するような有害な行為）を禁止制限すべき土地を砂防指定地として指定している。	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊を防止するために、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、一定行為（土砂崩壊を助長するような有害な行為）の制限を行っている。	×
地すべり等防法	地すべりを防止するために、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりによる土砂災害の防止工事を実施する他、一定行為（地すべり崩壊の誘発するような有害な行為）を規制している。	×
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定め、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講じて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。	○
都市計画法	都市計画の内容や制限、都市計画事業を定めることにより、都市の健全な発展の秩序ある整備を図り、以って国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。	○
風致地区内における建築物等の規制に関する条例	都市計画法に基づき、風致地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、その他の行為を行う際の規制を定めている。	×
農業振興地域の整備に関する法律	農地の振興を図ることが必要であると認められる地域として「農業振興地域」を指定するとともに、特に農用地等として利用すべき区域として「農用地区域」が指定されている。	○

(1) 大気汚染

①環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 3.2.9-2、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準を表 3.2.9-3 に示す。

表 3.2.9-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ であること。
備考	
<p>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く）をいう。</p> <p>3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>4. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない</p>	

表 3.2.9-3 ダイオキシン類（大気）の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考	
<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 基準値は年間平均値とする。</p>	

②規制基準

a. 硫黄酸化物

大気汚染防止法による硫黄酸化物の規制基準は、ばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じて排出量を定める K 値規制方式がとられている。

硫黄酸化物の許容排出量（q、Nm³/h）は以下の式により求められる。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

ここで、

K：地域毎に定められる定数（今治市の場合 14.5）

He：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

Ho：排出口の実高さ（単位 メートル）

Hm：煙突出口における上向きの運動量による上昇高さ（単位 メートル）

Ht：排煙の温度と大気温度との温度差による上昇高さ（単位 メートル）

b. ばいじん

大気汚染防止法によるばいじんの規制基準は、ばい煙発生施設から排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模毎に全国一律の基準が設定されている。

ばいじんの規制基準を表 3.2.9-4 に示す。

表 3.2.9-4 ばいじんの規制基準

単位：g/Nm³（O₂12%換算）

処理能力	廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上)	
	4t/h以上	0.04
2~4t/h	0.08	
2t未満	0.15	

c. 塩化水素、窒素酸化物

大気汚染防止法による塩化水素、窒素酸化物の規制基準を表 3.2.9-5 に示す。

表 3.2.9-5 塩化水素、窒素酸化物の規制基準

区 分	廃棄物焼却炉		
	連続炉	連続炉以外	
		排ガス量が 4万Nm ³ /h以上	排ガス量が 4万Nm ³ /h未満
塩化水素	700mg/Nm ³ (約430ppm) (O ₂ 12%換算)		
窒素酸化物	250ppm (O ₂ 12%換算)	250ppm (O ₂ 12%換算)	—

d. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類の規制基準を表 3.2.9-6 に示す。

表 3.2.9-6 ダイオキシン類の規制基準

単位：ng-TEQ/Nm³

焼 却 能 力	廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上)	
	新 設	既 設
4t/h以上	0.1	1
2～4t/h	1	5
2t/h未満	5	10

(2) 騒音

①環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2.9-7 に示す。なお、対象事業実施区域及びその周辺地域は市街化調整区域であり、地域の類型は指定されていない。

表 3.2.9-7 騒音に係る環境基準

(一般地域)

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
特に静穏を要する地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55デシベル以下	45デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55デシベル以下	45デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1. 愛媛県では AA 類型は地域指定していない。

2. 基準値は等価騒音レベル(LAeq)により、評価した値である。

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注) 基準値は等価騒音レベル(LAeq)により、評価した値である。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として表 3.2.9-8 の基準値に掲げるとおりとする。

3.2.9-8 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70(45)デシベル以下	65(40)デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。	

注) 基準値は等価騒音レベル(LAeq)により、評価した値である。

②規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3.2.9-9 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 3.2.9-10 に、指定地域内における自動車騒音の要請限度を表 3.2.9-11 に示す。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、騒音規制法の規制地域には該当しない（図 3.2.9-1）。

表 3.2.9-9 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	基準値		
	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～8時 午後7時～10時	夜間 午後10時～翌午前6時
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	60デシベル以下

備考

1. 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における許容限度。
2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、以下に掲げる区域をいう。
 - ・ 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
 - ・ 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 - ・ 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
 - ・ 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

表 3.2.9-10 騒音規制法に基づく特定建設作業及び

愛媛県公害防止条例に基づく特定作業の騒音規制基準

区域の区分	作業種類・名称	基準	作業禁止時間	一日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時～翌午前7時	10時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業					
	さく岩機を使用する作業					
	空気圧縮機を使用する作業					
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業					
	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	80デシベル以下	午後9時～翌午前6時	制限なし	制限なし	
ハンマーを使用する板金又は製罐作業						
第2号区域	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時～翌午前6時	14時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業					
	さく岩機を使用する作業					
	空気圧縮機を使用する作業					
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業					
	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	80デシベル以下	制限なし	制限なし	制限なし	
ハンマーを使用する板金又は製罐作業						

備考1. 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

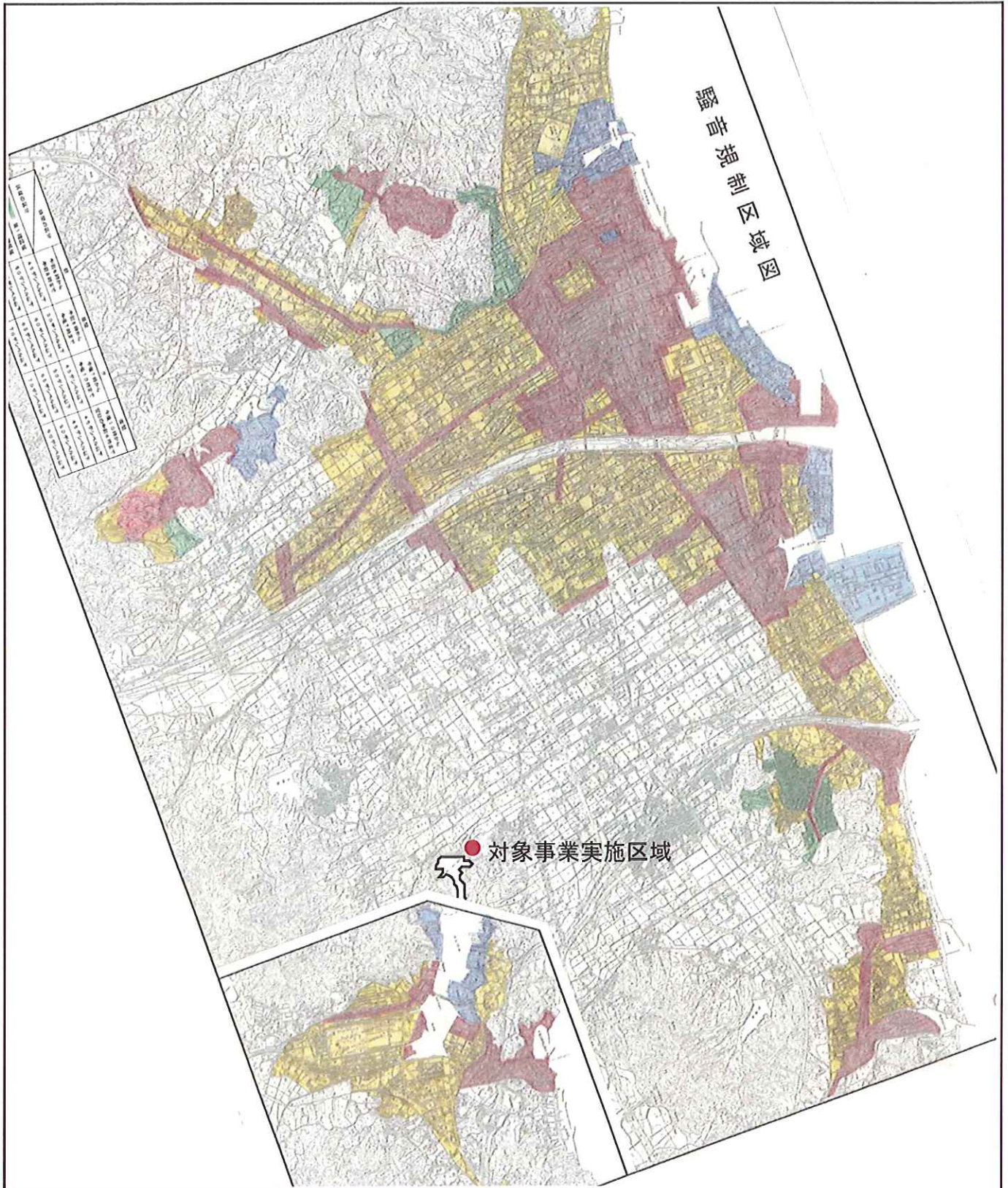
- (1) 第1種区域
 - (2) 第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4) 第4種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
2. 第2号区域は、第4種区域のうち、上記1号区域以外の区域。
 3. 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
 4. 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-11 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域の道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考1. 区域の区分は、次のとおり。

- a区域は、騒音環境基準値に係るA類型の地域
- b区域は、騒音環境基準値に係るB類型の地域
- c区域は、騒音環境基準値に係るC類型の地域
2. 騒音の評価は、等価騒音レベル (LAeq) による。
3. 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

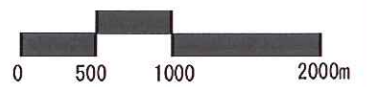


凡例

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域



S = 1:50,000



出典：平成23年今治市生活環境課調べ

図3. 2. 9-1 騒音規制区域の状況

(3) 振 動

①環境基準

振動については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

②規制基準

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.2.9-12 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3.2.9-13 に、指定地域内における道路交通振動の要請限度を表 3.2.9-14 に示す。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、振動規制法の規制地域には該当しない（図 3.2.9-2）。

表 3.2.9-12 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	基準値	
	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌午前8時
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 1. 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における許容限度。

2. 第1種区域及び第2種区域とは、以下に掲げる区域をいう。

- ・ 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- ・ 第2種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

表 3.2.9-13 振動規制法に基づく特定建設作業の振動規制基準

区域の区分	作業種類・名称	基準	作業禁止時間	一日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75デシベル以下	午後7時～翌午前7時	10時間以内	6日以内	日曜日 休日
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）					
	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）					
第2号区域	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75デシベル以下	午後10時～翌午前6時	14時間以内	6日以内	日曜日 休日
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）					
	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）					

備考

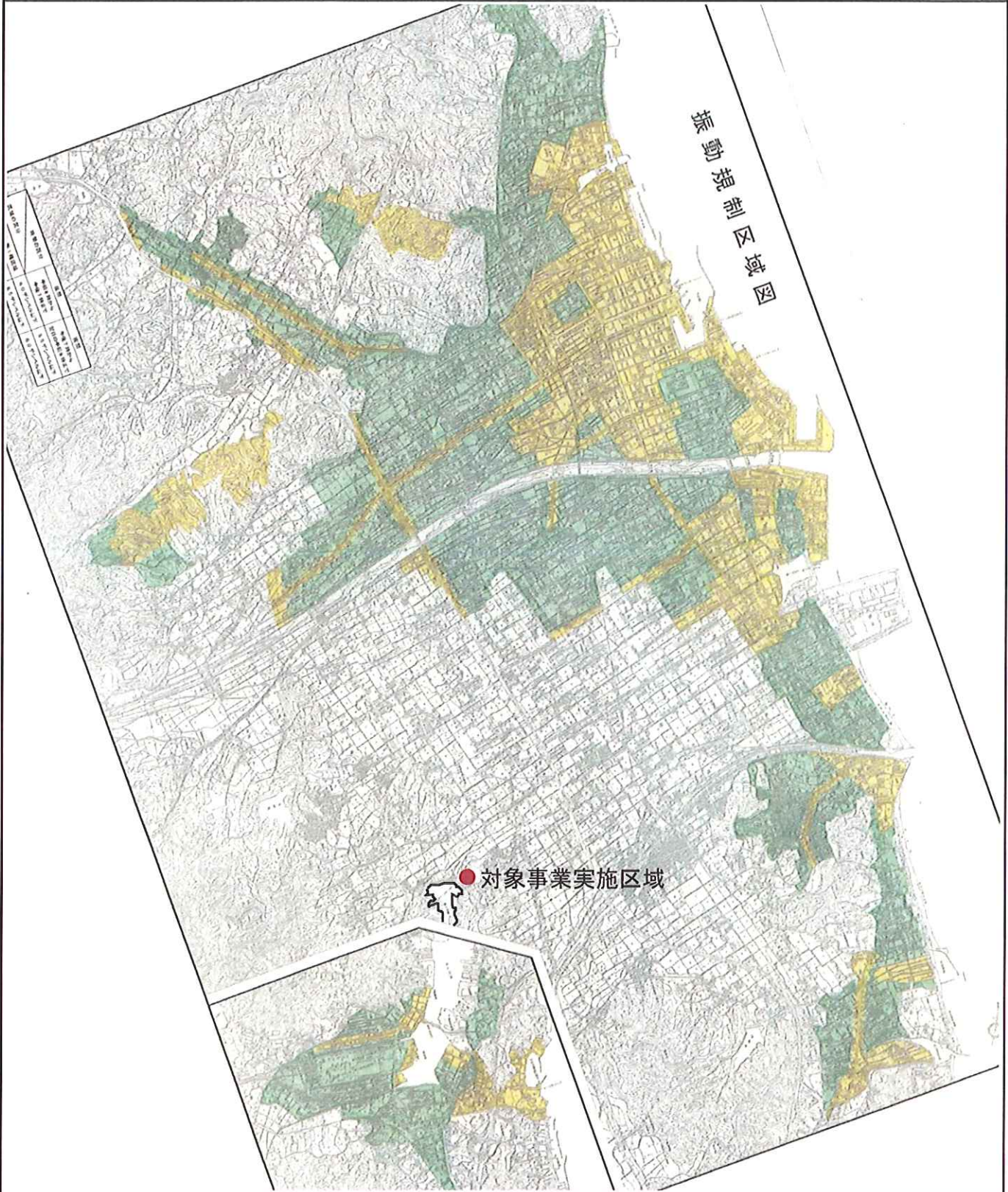
- 第1号区域は、振動規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域
 - 第1種区域
 - 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
 - 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 第2号区域は、第2種区域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-14 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌午前8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

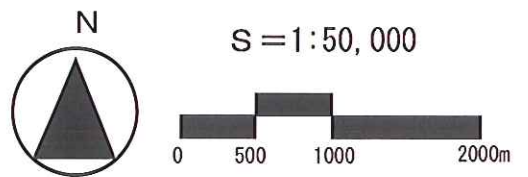
備考 1. 振動の測定場所は道路の敷地の境界線とする。

2. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。



凡例

- 第1種区域
- 第2種区域



出典：平成23年今治市生活環境課調べ

図3.2.9-2 振動規制区域の状況

(4) 悪 臭

①環境基準

悪臭については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

②規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準を表 3.2.9-15 に、気体排出口における規制基準を表 3.2.9-16 に、排水中における規制基準を表 3.2.9-17 に示す。

なお、今治市には悪臭防止法による規制地域の指定は設定されていない。

表 3.2.9-15 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

項目	単位	基準値	
		A区域	B区域
アンモニア	ppm	1	2
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004
硫化水素	ppm	0.02	0.06
硫化メチル	ppm	0.01	0.05
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	0.009	0.02
イソヘキシルアルデヒド	ppm	0.003	0.006
イソブタノール	ppm	0.9	4
酢酸エチル	ppm	3	7
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3
トルエン	ppm	10	30
スチレン	ppm	0.4	0.8
キシレン	ppm	1	2
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004

備考：愛媛県では、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外をA区域として指定している。

表 3.2.9-16 悪臭防止法の気体排出口における規制基準

<p>下記に示す特定悪臭物質毎に、次の式により算出した流量</p> $q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$ <p>ここで、</p> <p>q : 悪臭物質の流量 (0°C、1気圧のm³/時)</p> <p>H_e : 補正された気体排出口の高さ (m)</p> $H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$ <p>H_o : 煙突実高さ (m)</p> <p>H_m : 気体排出口における上向きの運動量による上昇高さ (m)</p> <p>H_t : 排煙の温度と大気温度との温度差による上昇高さ (m)</p> <p>C_m : 敷地境界における規制基準 (ppm)</p>
<p>特定悪臭物質</p> <p>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</p>

表 3.2.9-17 悪臭防止法の排水に含まれる敷地境界外における規制基準

項目	排水の量	単位	基準値	
			A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.03	0.06
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.007	0.01
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.1	0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.02	0.07
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.3	2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.07	0.3
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.6	2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	mg/l	0.1	0.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	mg/l	0.03	0.09

備考：愛媛県では、主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外をA区域として指定している。

(5) 水 質

①環境基準

環境基本法に基づく、人の健康の保護に関する水質環境基準を表 3.2.9-18 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準を表 3.2.9-19 に示す。また、河川の生活環境の保全に関する水質環境基準を表 3.2.9-20 に、全亜鉛の環境基準を表 3.2.9-21 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2.9-22 に示す。

表 3.2.9-18 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備 考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は、43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3.2.9-19 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下
備考	1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキソンの毒性に換算した値とする。 2. 基準値は年間平均値とする。

表 3.2.9-20 生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く)

ア

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
4. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

表 3. 2. 9-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準

湖沼
ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
4. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3.2.9-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲 げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特 殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄 に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級(特殊なも の) 及びIV以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げる もの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
4. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

表 3. 2. 9-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
備 考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は、43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

②排水基準

水質汚濁防止法に基づく排水基準を表 3. 2. 9-23 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出基準を表 3. 2. 9-24 に示す。

表 3. 2. 9-23 排水基準

種 類	許容限度
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nに限る。）	1mg/l以下
六価クロム化合物	0.5mg/l以下
砒素及びその化合物	0.1mg/l以下
シアン化合物	1mg/l以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l以下
トリクロロエチレン	0.3mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下
ジクロロメタン	0.2mg/l以下
四塩化炭素	0.02mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下
チウラム	0.06mg/l以下
シマジン	0.03mg/l以下
チオベンカルブ	0.2mg/l以下
ベンゼン	0.1mg/l以下
セレン及びその化合物	0.1mg/l以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるほう素 10mg/l以下 海域に排出されるほう素 230mg/l以下
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるふっ素 8mg/l以下 海域に排出されるふっ素 15mg/l以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/l以下
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの6.0以上9.0以下
生物学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/l以下
化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/l以下
浮遊物質	200（日間平均150）mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/l以下
フェノール類含有量	5mg/l以下
銅含有量	3mg/l以下
亜鉛含有量	2mg/l以下
溶解性鉄含有量	10mg/l以下
溶解性マンガン含有量	10mg/l以下
クロム含有量	2mg/l以下
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量	120（日間平均60）mg/l以下
燐含有量	16（日間平均8）mg/l以下
備 考	1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 4. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が900mg/lを超えものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 5. 銅含有量についての排水基準は、銅が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表 3. 2. 9-24 ダイオキシン類（水質）に係る排出基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下
備考:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。	

(6) 土 壤

環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準を表 3.2.9-25 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準を表 3.2.9-26 に、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準及び水質基準を表 3.2.9-27 に示す。

表 3.2.9-25 土壤汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒(び)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
オキシカルバマ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(び)素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

表 3.2.9-26 ダイオキシン類(土壤)に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下
備考	<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3. 環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>

表 3. 2. 9-27(1) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する条例

(1) 土砂基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液10につき0.05mg以下であること。
砒素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液10につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロタン	検液10につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液10につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液10につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液10につき0.003mg以下であること。
対ベンカブ	検液10につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること。
セレン	検液10につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液10につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液10につき1mg以下であること。
備考	<p>1. 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。</p> <p>2. この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>3. この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p>

表 3. 2. 9-27(2) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(2) 水質基準

項 目	基 準 値
カドミウム	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐	検出されないこと。
鉛	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	1ℓにつき0.05ミリグラム以下
砒素	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
総水銀	1ℓにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1ℓにつき1ミリグラム以下
ジクロロエタン	1ℓにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	1ℓにつき0.002ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.02ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1ℓにつき1ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.03ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	1ℓにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	1ℓにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカブ	1ℓにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
セレン	1ℓにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	1ℓにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	1ℓにつき1ミリグラム以下
備考	<p>1. この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>2. この表の基準値の欄中の「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p>